

本年度から始まった「住宅政策」を人口減対策と地域活性化に活用

※自治体が取組むか否かで新たな「地域間格差」が出来る可能性があります。

今年からの政策は従来の「住宅弱者救済制度」の枠を超えて、10年間の家賃補助で応援する入居者の対象が広がりました。(詳細は別紙「制度の詳細資料」参照)

つまり、取り組み方次第で空き家対策＝「家賃補助付住まい」+新たな仕事で地元の若者の流出防止と新たな移住者の確保にも活用出来ます。

提案及び応援 一般社団法人日本シェアハウス協会

(13)

老舗業界紙「住宅新報」平成 29 年 5 月 23 日号

佳 宅

一部改正とされてはいるが
“新法”と呼んでもいいほど
の改編である。改正前の条文
はわずか12条のみだったが、全
改正後は第9章まであり、全
64条と大きく膨らんだ。最大
の注目点は第4章に規定され
ている「登録制度」の創設で
ある。住宅確保要配慮者の
受け入れを拒否しない賃貸住
宅を民間オーナーが提供する
場合はその建物を「要配慮者
専用住宅」として都道府県に
登録できることになった。

また、空き家対策とも連動
させるため、登録基準などを
満たすために一戸建ての空き
家やアパートなどの空室を改
修する場合には、その改修費

改修費に100万円補助

たな提案をするチャンスである。ただし課題はある。これらの補助を受けるためには、最低10年以上は要配慮者向け専用住宅として管理していくなければならないが、誰がそれを担保するのかという問題である。法律では既に自治体ごとに存在している「居住支援協議会」などとの連携を想定している。

しかし、同協議会は全都道府県で設立されてはいるものの区市町単位ではまだ19しか存在していない（東京区部では千代田、江東、豊島、杉並、

国の住宅政策が“居住福祉”的 方向に大きき舵を取り始め た。今秋施行される予定の改 正住宅セーフティネット法 (住宅確保要配慮者に対する 貸貸住宅の供給の促進に関する 法律の一部改正) がそれを 示している。

について1戸当たり最大100万円が補助される」とも注目に値する。

例えば、親から相続した郊外の一戸建て住宅を子育て世帯向けの戸建て賃貸として貸

戦略の 在り処

7

地元の人口増やす秘策登場

政策を読む

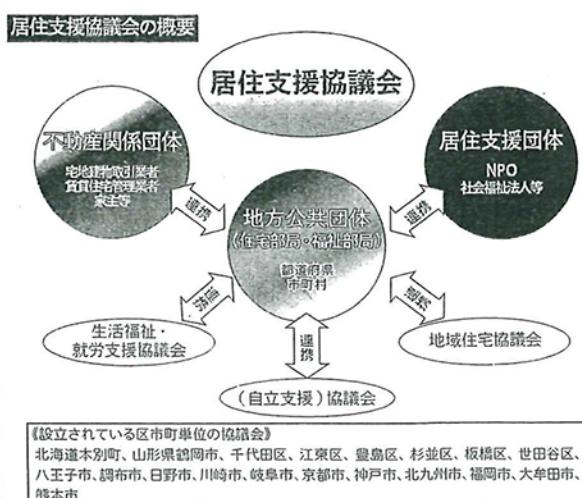
に低額所得者（収入分位25%以下）が入居する場合に、は国と自治体で2万円ずつ合計月4万円が補助される予算措置もとられるている。一戸建ての空き家を管理しているとか、空室が多い賃貸住宅の管

板橋・世田谷の6区)。間の運営継続を監視・指導していくためにはやはり地域密着した区市町単位での協会が必要となるだろう。

で構成されている。国の住宅政策が大きく変化を遂げようとしている今こそ、賃貸住宅関係の業界団体が率先して区市町単位での協議会設立に努めべきである。

る。そのため国交省は今、市町に対し居住支援協議会の設立を要請している。不動産関係団体などと連携して設立する場合には、1協議会当たる

国の空家対策では共
同居住型住宅(シェア
ハウス)の活用も重点
政策の為、この分野
の実績とノウハウを
持つ当協会が事業
化～運営に協力させ
て頂かなければ取り
組み(普及)は難しい
と思いますので協議
会設立を応援させて
頂きます



広い層を対象にした今回の登録制度がうまく機能するかどうかで、自治体間の人口動態に大きな差が生まれる可能性は大きい。更に地域に根を張る不動産会社にとっては地元の人口減少傾向を少しでも食い止めることができるかどうかが活題となる。

セーフティネット法ではあるが、低額所得者に限らず、単身高齢者・子育て世帯などある意味、"普通の人たち"にとっていかに住みよい町につくるか――そこにはその長い戦略が潜んでいる。